



「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします

マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)の導入に伴い、令和6年12月2日より国民健康保険被保険者証の新規発行は廃止となっています。

栗東市国民健康保険に加入中の人に、令和8年8月以降も医療機関・薬局などを受診できるよう、7月中旬頃に「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」のいずれかをお送りします。(一部の人を除きます)

「資格確認書」の対象者と送付方法

対象者

マイナ保険証をお持ちでない人

送付方法

7月中旬頃に簡易書留郵便で送付

「資格情報のお知らせ」の対象者と送付方法

対象者

マイナ保険証をお持ちの人

送付方法

7月中旬頃に普通郵便で送付

※「資格情報のお知らせ」は、医療機関・薬局などの窓口でマイナ保険証による受付が上手くいかなかったときに、マイナンバーカードとともに

に提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。また、基本的にはマイナンバーカードのみで受診可能です。

※マイナ保険証をお持ちの人でも、事前に資格確認書の交付申請をされている、最近マイナ保険証の登録をされたなどの場合は資格確認書を送付します。

※特別の事情がなく、長期にわたって保険税を滞納している人には、別途案内の上で、「資格確認書(特別療養費)(10割負担)」、または「資格情報のお知らせ(特別療養費)(10割負担)」を交付します。

※国民健康保険に加入している人が社会保険など別の健康保険に加入された場合、国民健康保険の脱退の届出が必要となります。



国民健康保険課 国民健康保険係
TEL 077-5551-1807
FAX 077-553-0250



災害への備え 地域で助け合いの場を

災害時避難行動要支援者登録制度

災害時は、地域の人で助け合う「互助」が大切です。

この制度は、災害時に、支援が必要な高齢者や障がいのある人などに対する安否確認や避難の手助けが、地域の中で速やかに安全に行われるように、支援者・関係機関で情報を共有するものです。

※災害時の支援を確約するものではありません。

対象となる人の要件(在宅)

- ・75歳以上でひとり暮らしの高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・介護保険の要介護1以上
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A1・A2



避難支援等関係機関
自治会
自主防災組織
民生委員・児童委員
社会福祉協議会
警察署・消防署

- 4 平常時
・声かけ、見守り
・避難訓練 など
- 5 災害時
・避難行動の支援など



- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・難病
- ・災害時に自ら避難することが困難で支援を要する

登録方法

所定の申請書(担当課に備付、市ホームページからもダウンロード可)を直接または郵送で左記へ。
随時受付しています。

※避難行動要支援者名簿の提供を受けた支援者に対しては、守秘義務が課せられています。

「地域の避難支援者」登録にご協力ください

本制度で助け合いの具体化を進めるにあたり、市では、避難支援や安否確認等をしていただける「地域の避難支援者」の登録を推進しています。隣近所の人から登録の依頼がありましたら、可能な範囲でご協力をお願いします。

すでに登録済みの人へ

「登録内容の変更」または「施設入所等による登録廃止」が生じた際には、左記までご連絡ください。
※施設入所や長期入院などの場合は本制度の対象外となります。

詳細は
市ホームページに掲載



社会福祉課 社会福祉係
TEL 077-5551-0118
FAX 077-553-3678